

1 議案第58号 文京区長及び副区長給与条例の一部を改正する条例の概要

議案第59号 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当の改定内容

支給月数の引下げ（年間3.40月 → 年間3.35月）

改定① 令和3年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

	現行の支給月数		改定①		改定②
6月	1.55月	➡	1.55月	➡	1.525月
12月	1.55月		1.55月		1.525月
3月	0.30月		0.25月		0.30月
合計	3.40月		3.35月		3.35月

(2) 施行期日 改定①については、公布の日、改定②については、令和3年4月1日

2 議案第60号 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 区議会議員の期末手当の改定内容

支給月数の引下げ（年間3.30月 → 年間3.25月）

改定① 令和3年3月に支給する期末手当の支給月数の改定

改定② 令和3年度以後に支給する期末手当（6月、12月及び3月支給）の支給月数の改定

	現行の支給月数		改定①		改定②
6月	1.55月	➡	1.55月	➡	1.525月
12月	1.55月		1.55月		1.525月
3月	0.20月		0.15月		0.20月
合計	3.30月		3.25月		3.25月

(2) 施行期日 改定①については、公布の日、改定②については、令和3年4月1日